

献腎移植

献腎移植は「脳死後または心停止後の方で、生前に書面で本人の臓器提供の意思がある方」もしくは「本人の意思が確認できない場合でもご家族の承諾がある方」から腎臓をご提供いただいで行う方法です。

【我が国の小児献腎移植の成績】 2002年から2014年に行われた移植での成績

	生着率 (移植した腎臓が機能している割合)	生存率 (レシピエントが生存している割合)
5年後	83.5%	98.1%
10年後	68.0%	96.6%

服部元史ほか、日本臨床腎移植学会雑誌 4:301-312、2016

【献腎移植を受けるためには】

おかけの施設の主治医にご相談いただき、移植を行う施設を決めます。

小児の献腎移植はかなり特殊な手術ですので、行うことができる施設が限られています。



移植施設受診予約を行い、移植施設で説明を受けます。

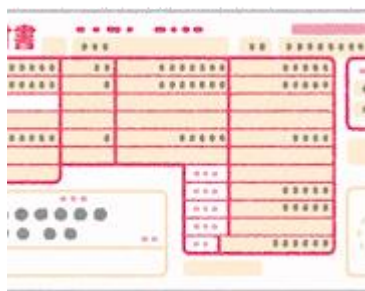


移植施設では、移植手術を安全に行うために念入りに検査をして移植が可能かどうか判断します。

検査の結果移植が可能と判断された場合には、日本臓器移植ネットワークへ登録します。

登録にあたっては「腎臓移植希望者登録用紙の届け出」と「登録料（3万円）の納付」の2つが必要です（生

活保護世帯または住民税の非課税世帯は所定の書類を提出することにより、登録料が免除になります。



臓器移植ネットワークでシステムに入力がなされ、登録料の払い込みが確認されると登録が完了します。

登録後は、年に1回登録更新の書類が届きます。登録を継続するためには、必要事項を記入して更新用紙を返送し、更新料（5千円）の納付を行ってください（生活保護世帯または住民税の非課税世帯は所定の書類を提出することにより、更新料が免除になります）。

また、年に1回臓器移植ネットワークで保存しておく血液を採取するための採血が必要です。

おかけの施設で採血を行い、臓器移植ネットワークへ血液をお送りください。



【レシピエント選択基準】

血液型、臓器提供施設と移植施設の所在地、待機期間などが考慮され、20歳未満の患者が優先されます。

臓器提供者は、ご自身のご親族（子、父母など）へ優先的に提供を指定することも可能です。

【登録後】

候補者に選ばされると移植施設から電話でご連絡があります。

電話を受けたら、速やかに移植を受けるかどうかの意思決定をしていただく必要があります。

連絡がつかない場合には次の候補者に移植を受ける権利が移りますので、時間帯に関わらず常に連絡がとれるようにしておいてください。

かかってくる電話番号が非通知の場合もありますので、番号限定受診設定をされている場合には設定を解除しておいてください。

移植の意思がある場合には、移植の準備のため移植施設に入院します。

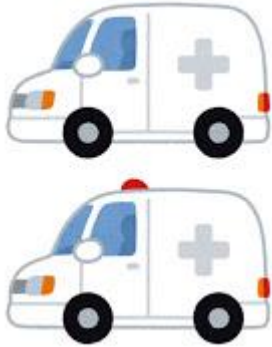
実際に移植手術が行われると、移植手術・入院にかかる費用のほか

臓器運搬費

摘出医師派遣費

移植コーディネーター経費（10万円）

が必要となります（生活保護世帯または住民税の非課税世帯は所定の書類を提出することにより、コーディネーター経費が免除になります）。



【移植後の注意点】

腎移植 の項目をご参照ください。